



海老名市 第三次環境基本計画 改訂版

令和7年3月



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.1.	計画改訂の経緯及び趣旨	1
1.2.	計画策定の背景	2
1.3.	計画改訂の基本的な考え方	11
1.4.	計画の位置づけ	12
1.5.	計画の期間	14
1.6.	計画が取り扱う環境と対象範囲	14
1.7.	計画の主体と各主体の役割	16
第2章	本市の環境の現状と課題	17
2.1.	自然的条件	17
2.2.	社会的条件	20
2.3.	環境面における現状	22
2.4.	現状における課題	33
第3章	本計画が目指す姿	37
3.1.	基本理念	37
3.2.	環境未来像及び基本方針	38
3.3.	本計画におけるSDGsとのつながり	42
第4章	環境未来像実現に向けた取組	45
4.1.	取組の構成	45
4.2.	具体的な取組	46
第5章	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	77
5.1.	市内のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状	77
5.2.	温室効果ガスの削減目標	86
5.3.	将来ビジョンと脱炭素社会の実現に向けたシナリオ	94
5.4.	2050年ゼロカーボン達成に向けた展望	101
第6章	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	108
6.1.	計画の基本的事項	108
6.2.	温室効果ガスの排出状況	111
6.3.	計画実行の目標	113
6.4.	目標達成に向けた取組	114

第7章	海老名市気候変動適応計画	123
7.1.	計画の基本的事項	123
7.2.	気候変動影響の将来予測	123
7.3.	緩和策及び適応策	126
第8章	計画の推進体制と進行管理	127
8.1.	計画の推進体制について	127
8.2.	計画の進行管理について	128

第1章 計画の基本的事項

1.1.1. 計画改訂の経緯及び趣旨

本市では、平成10(1998)年に「海老名市環境基本条例」を公布し、これに基づいて平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までの10年間を計画期間とした海老名市環境基本計画を策定しました。その後、計画期間の終了を受けて、新たに平成21(2009)年度に海老名市第二次環境基本計画、令和元(2019)年度に海老名市第三次環境基本計画を策定しましたが、時代が令和に変わり、地球温暖化は激化の一途をたどっています。また、この間、国は令和3(2021)年度の地球温暖化対策推進法の改正、及び地球温暖化対策計画の閣議決定などを通して地球温暖化対策を加速させており、地方自治体に対しても、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定を努力義務として求めています。

このような状況を踏まえ、本市は、本市を取り巻く環境の現状や課題をはじめ、これまでの環境に関する取組の評価等を踏まえ、また、新たな環境課題等に対応すべく海老名市第三次環境基本計画を改訂することとします。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

1.2. 計画策定の背景

1) 地球温暖化の影響

近年、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの大気中濃度の急上昇に伴う地球温暖化が大きな問題となっています。

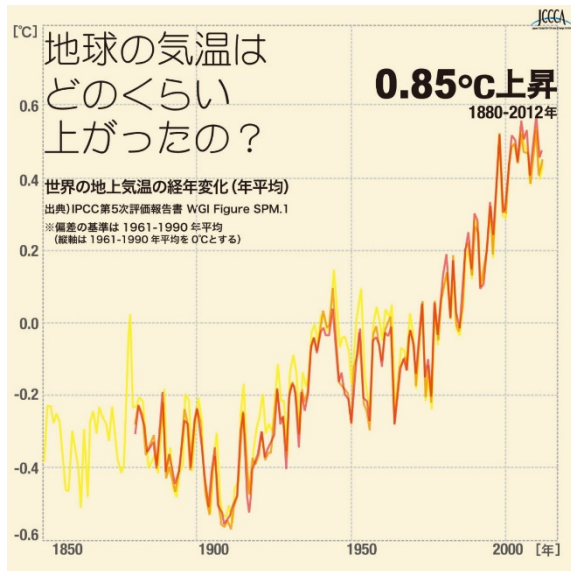
世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、1988（昭和 63）年に設立された政府間組織である気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、地球温暖化問題に関して第 1 次～第 6 次評価報告書を順次公開しています。この報告書では、地球温暖化問題について、公開のたびにより強い表現を用いて私たち人類の寄与を示唆しており、現在では人類の寄与は疑いのないものとされています。

表 第 1 次～第 6 次 IPCC 報告書における表現の変化

第 1 次報告書	1990 年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第 2 次報告書	1995 年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全世界の気候に表れている。
第 3 次報告書	2001 年	「可能性が高い」（66%以上） 過去 50 年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い。
第 4 次報告書	2007 年	「可能性が非常に高い」（90%以上） 20 世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第 5 次報告書	2013 年	「可能性が極めて高い」（95%以上） 20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
第 6 次報告書	2021 年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない。

出典 IPCC 第 6 次評価報告書より一部編集

地球温暖化に伴う直接的な変化は平均気温の上昇ですが、その影響は多岐に渡ります。例えば、海水温が上昇することにより海水が熱膨張、また、極圏の氷河が溶けることにより海面が上昇するほか、豊富な熱エネルギーにより発達した台風は巨大化し、豪雨や洪水などの甚大な自然災害を招きます。これに伴い、インフラの機能停止も懸念されます。一方で、普段の降水量は減少し、水や食料の不足、さらには生態系の損失を招きます。また、気温上昇に伴う熱中症などの健康被害も深刻化する恐れがあります。



出典 全国地球温暖化防止活動推進センター

2) 国際社会及び国や県の動向

このような状況の中、平成 27(2015)年、フランス・パリで開催された C O P 21 において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2 度より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、平成 29(2017)年 8 月末現在、気候変動枠組条約締結国の 198 の国・地域のうち、日本を含めた 159 の国・地域がパリ協定を締結しています。さらに、令和 3(2021)年、英国・グラスゴーで開催された C O P 26 において、グラスゴー気候合意が採択され、その結果、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030(令和 12)年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定しています。

国は、グラスゴー気候合意を受け、改正地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画を閣議決定（令和 3(2021)年）し、令和 12(2030)年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を平成 25(2013)年度比 46%削減するとともに、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦を続けることとしています。また、長期目標として「2050(令和 32)年までにカーボンニュートラルを目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

なお、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることも重要です。このため国は、気候変動適応法を施行（平成 30(2018)年 12 月）するとともに、気候変動適応計画を策定（令和 3(2021)年 10 月）し、将来予測される被害の回避・軽減に向けて、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって総合的に進めています。

さらに、神奈川県は、これらの国の動きを踏まえ、神奈川県地球温暖化対策計画を令和 5(2023)年度に改訂しています。この改訂では、国と同等以上の目標として、県内の温室効果ガスの排出を 2013(平成 25)年度比 50%削減するとともに、2050(令和 32)年に脱炭素社会(カーボンニュートラル)を実現することとしています。

計画期間	2024(令和 6)年度から 2030(令和 12)年度まで	
基本方針	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体が気候変動問題を 自分事化 し、 オールジャパン、オール神奈川 で緩和策と適応策に取り組む。	
目標	長期目標	2050年脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現
	中期目標	2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で 50% 削減
	太陽光発電導入目標	2030年度までに200万kW以上導入

図 神奈川県地球温暖化対策計画における目標等

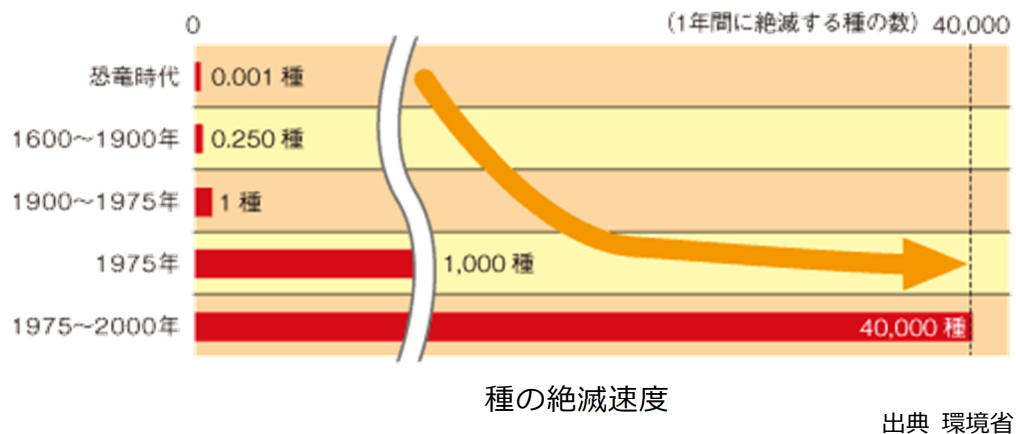
出典 神奈川県地球温暖化対策計画（概要版）

3) 生物多様性の危機への対応

生命が地球に誕生して以来、これまでに生物が大量に絶滅する、いわゆる大絶滅が5回あったとされていますが、現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれています。現代の大絶滅は、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しています。このような中、日本における生物多様性は、「4つの危機」に直面しており、危機を受けて、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。

4つの危機とは、“開発や乱獲による種の減少・絶滅や生息・生育地の減少”、“里山等の手入れ不足による自然の質の低下”、“外来種の持ち込みによる生態系の乱れ”、“地球環境の変化による危機”であり、これらに対応するため、国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づいて生物多様性の保全に取り組んでいます。

特に、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖空間や生物多様性を保全するうえで重要な役割を担っていることから、山地・丘陵地や農地等のまとまった緑の保全や市街地の緑をネットワークで結ぶ等、地域における生物多様性に配慮した取組を進める必要があります。



4) 資源や食料需給のひっ迫への対応

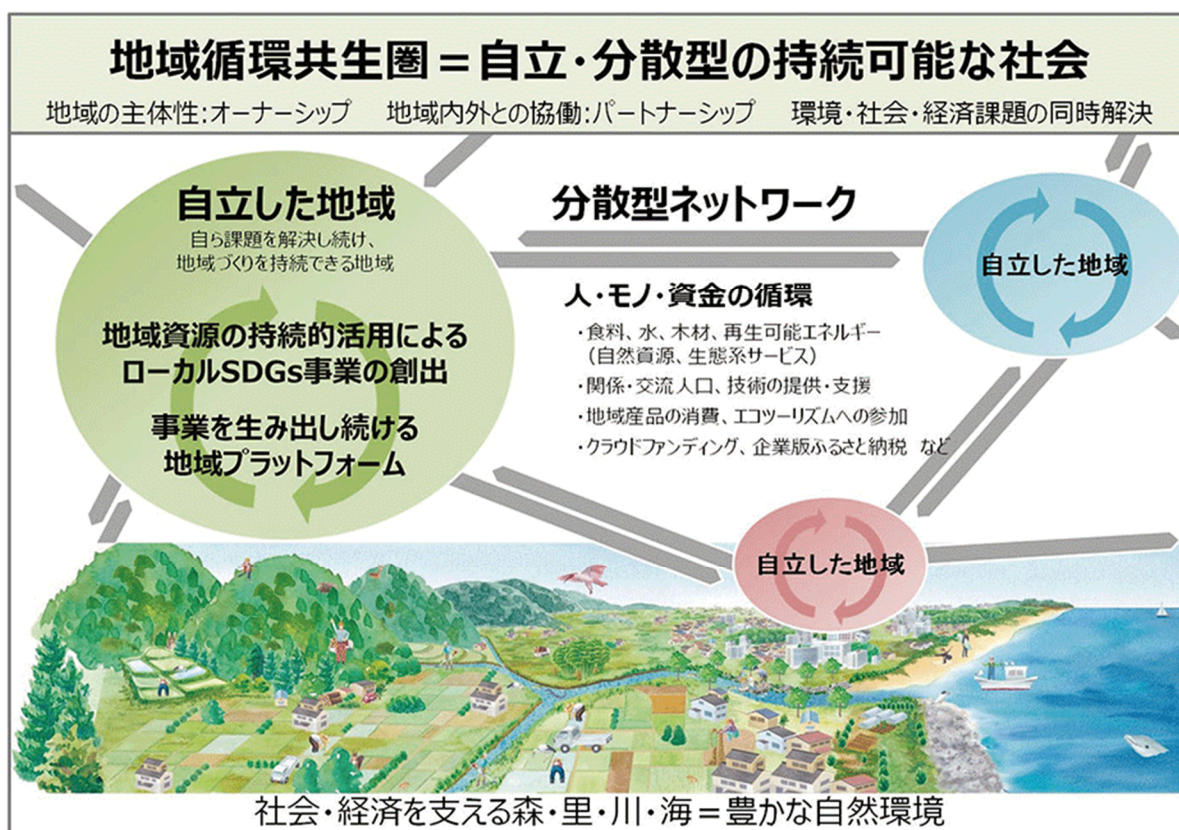
大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、新興国を中心に急激な人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、世界全体の人口増加や経済成長によって中長期的に資源制約が強まることが予想されるとともに、新興国における経済発展や資源政策によって、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位の低下、途上国における不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、人類の生存に欠かせない食料資源についても中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら依然として大量の食品廃棄物、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品(食品ロス)

が発生している状況です。このため、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元(2019)年 11 月）を施行し、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進しています。

また、利便性の高さから日常生活において欠くことができない存在となっているプラスチック製品については、様々な要因で海洋に流入することで、海洋生物の誤食や、マイクロプラスチックの生体濃縮等の問題を生じており、生態系への悪影響が懸念されています。このため、国は「プラスチック循環資源戦略」（平成 30(2018)年 6 月）を策定し、レジ袋の有料化義務化等ワンウェイプラスチックの使用削減をはじめとして、プラスチック資源の循環利用を推進しています。また、令和 4 (2022)年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)が施行され、プラスチックの使用合理化や再商品化が促進されることとなりました。

このような現状を踏まえ、令和 6 (2024)年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性の一つとして、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」を掲げ、地域の再生可能資源を継続的に地域で活用すること、地域のストックを適切に維持管理してできるだけ長く賢く使っていきることにより、資源投入量や廃棄物発生量を抑え、持続可能で活気のあるまちづくりにつなげていくことを目指しています。



出典 環境省

5) 持続可能な開発に向けた取組の推進

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下、「2030 アジェンダ」という。)は、国際社会全体が、前述した人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。この合意が採択されたことにより、国際社会の基本理念として「持続可能な開発」という考え方が深く浸透しつつあるということができます。

この 2030 アジェンダの中核を成す、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。)は、17 のゴールと、ゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。SDGs は、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、包括的な目標を示すとともに各々の目標は相互に関連しており、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。また、多種多様な関係主体が連携・協力することの促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、環境基本計画と方向性や概念が一致しているゴールとターゲットがあると考えられます。



SDGs の 17 のゴール

出典 国連広報センター

① S D G s の概要

S D G s とは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標であり、令和 12(2030)年までに実行、達成すべき事項を整理しています。平成 12(2000)年に国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標（以下、「M D G s」という。）の理念を取り込みつつ新たに策定された目標です。M D G s が貧困や初等教育、保健等発展途上国に関連する目標が主だったのに対し、S D G s は健康や福祉、平和と公正等先進国を含む全ての国々が対象となる取組目標を定めており、全世界共通の目標となっています。また、持続的な開発を目指す上で重要とされる 3 つの次元、すなわち経済、社会、環境の統合を目指すことが示されています。

S D G s の構造は、持続可能な開発に向けた意欲目標である 17 のゴール、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。さらにこの S D G s の進捗状況を定量的・定性的に計測するための指標であるインディケーターが設けられており、各国の進捗状況がモニタリングできるようになっています。

表 S D G s の 17 のゴール

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		

② S D G s に関する国内動向

国内においては、平成 28(2016)年に政府内部に「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」が設置されるとともに、推進本部の下に S D G s の達成に向けた取組を広範な関係者（行政、N G O、N P O、有識者等）が協力して推進するために意見交換を行う「持続可能な開発目標（S D G s）推進円卓会議」が設置されました。

平成 28(2016)年に持続可能な開発目標実施のための国の指針として、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」が策定されました。この中では、S D G s 達成に向けた取組の推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されています。

さらに、平成 29(2017)年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」では、S D G s 達成に向けて取り組む都道府県・市町村の数を令和 2 (2020)年までに 30%に引き上げるとする成果目標が挙げられており、S D G s 達成に向けて国は今後自治体における S D G s の普及を重要視していることがわかります。

③自治体が S D G s に取り組むことのメリット及び自治体の役割

「「地方創生に向けた自治体 S D G s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ」（平成 29(2017)年 11 月 自治体 S D G s 推進のための有識者検討会）の中で、自治体が S D G s に取り組むことのメリット及び住民やステークホルダーから見た自治体の役割が示されています。

S D G s に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながります。さらにこのような活動を通じたステークホルダーとの連携により、域内での循環型経済の進展も予想されるなど、持続可能な開発を通して自治体の一層の活性化を図り、地方創生につなげていくことができると考えられています。

また、SDGsの推進には住民や事業者等の広範で多様な主体の参画が不可欠であり、このため、自治体はSDGsの概念の普及や率先的な導入を通じてステークホルダーの参画を促すとともに、多様なステークホルダー間の連携支援や市民の交流や地域経済活動の拠点としての場の創出、国や関係自治体との調整等の役割を担っていく必要があります。

表 自治体がSDGsに取り組むことのメリット及び自治体の役割

メリット	• 住民のQOL（Quality of Life）の向上 • 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 • 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 • ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化 • SDGs達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役割	• 国との調整 • 多様なステークホルダー間の連携の支援 • 成功事例を実現するためのノウハウの発信 • 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 • 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 • 地域の取組を国内外へ発信

出典 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ
（平成 29(2017)年 11 月 自治体SDGs推進のための有識者検討会）

1.3. 計画改訂の基本的な考え方

■ ゼロカーボンシティ実現のための具体的な施策を追加します

本市は、令和4(2022)年11月3日の市制施行51周年記念式典における市長式辞にて、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市と市民、事業者の皆様が一体となって取り組むことを宣言しました。このための具体的な施策について、本市の特性や二酸化炭素排出量の状況を踏まえ立案し、二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

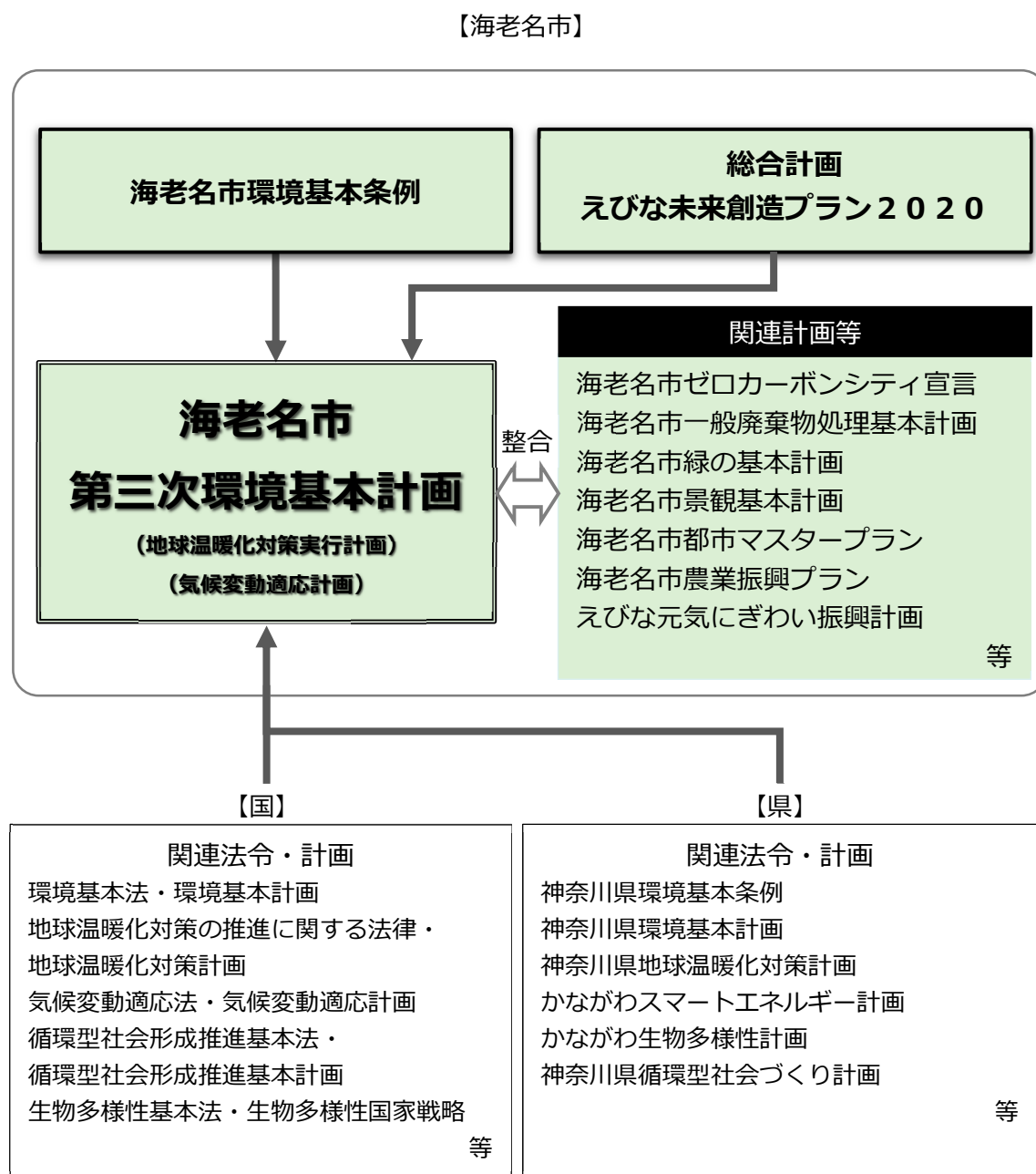
■ 地球温暖化対策実行計画を盛り込み、地球温暖化対策を加速させます

地球温暖化対策推進法は、地球温暖化対策に関する法律として制定されたものであり、過去に複数回に渡り改正されています。その中でも、特に大幅なものは令和3(2021)年の改正であり、この改正により、2050(令和32)年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進する仕組み等が定められました。さらに、この改正では、全ての地方公共団体に対して、事業者・住民等の取組も含めた区域全体の温室効果ガス削減計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編))を策定することが努力義務として求められています。

今回の計画改訂では、地球温暖化対策推進法の改正を受け、計画の中に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を盛り込みました。また、既に策定していた、公共施設における再エネ・省エネ設備導入計画などをまとめた地球温暖化対策実行計画(事務事業編)についても、区域施策編の策定に合わせ、内容を改訂しました。これらの改訂により、本市の地球温暖化対策をさらに加速させます。

1.4. 計画の位置づけ

本計画は、海老名市環境基本条例第8条に基づき策定します。また、環境に関する個別計画との整合を図ります。



海老名市環境基本条例【抜粋】

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示さなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者の意見を反映するように努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1.5. 計画の期間

本計画は、海老名市第三次環境基本計画の計画期間を一年延長し、令和 2 (2020) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 11 年間とします。



図 計画の期間

1.6. 計画が取り扱う環境と対象範囲

1) 環境の範囲

本計画の対象範囲は、海老名市環境基本条例の第 7 条で定められている施策の策定に係る指針、令和 4 (2022) 年 11 月の海老名市ゼロカーボンシティ宣言、及び近年における環境課題等を踏まえ、以下に示すとおりとします。

地球環境	省エネルギー、再生可能エネルギー、豪雨、暑熱 等
資源循環	廃棄物、資源化、リサイクル 等
自然環境	緑地、緑化、水辺、生物多様性、外来生物 等
生活環境	水質汚濁、河川、水循環、地下水、大気汚染、騒音・振動・悪臭、化学物質 等
地域資源	まちづくり、道路環境、地域美化、農業、景観、歴史遺産 等
人づくり	環境教育・学習、市民協働 等

2) 対象範囲

海老名市の全域を対象とします。ただし、大気や水環境、地球環境等、広域的な対応が必要な事項については、国や県、周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

海老名市環境基本条例【抜粋】

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう努めるものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 生態系の多様性を確保するとともに、農地、河川、丘陵地等における多様な自然環境の体系的な保全を図ること。
- (3) 人と自然との触れ合いの場を確保するとともに、良好な景観と歴史的文化遺産の保全を図ること。
- (4) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的利用が推進される社会の構築を図ること。

海老名市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、猛暑や集中豪雨等による自然災害が激甚化・頻発化し、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。

2018年に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告書では、これらのリスクを低減するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにして気温上昇を1.5℃に抑えることが必要である旨が示されるとともに、本年4月に公表されたIPCCの報告書において、2025年までに世界全体の温室効果ガス排出量を減少させる必要性について言及されるなど、地球温暖化の防止は世界共通の喫緊の課題となっています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、全国各地で脱炭素に向けた様々な取組みが進められています。

自然と都市が共存する海老名市においても、市民一人ひとりが自分事として自覚をもって行動し、恵まれた環境をより良い状態で将来の世代に引き継いでいくことが重要です。

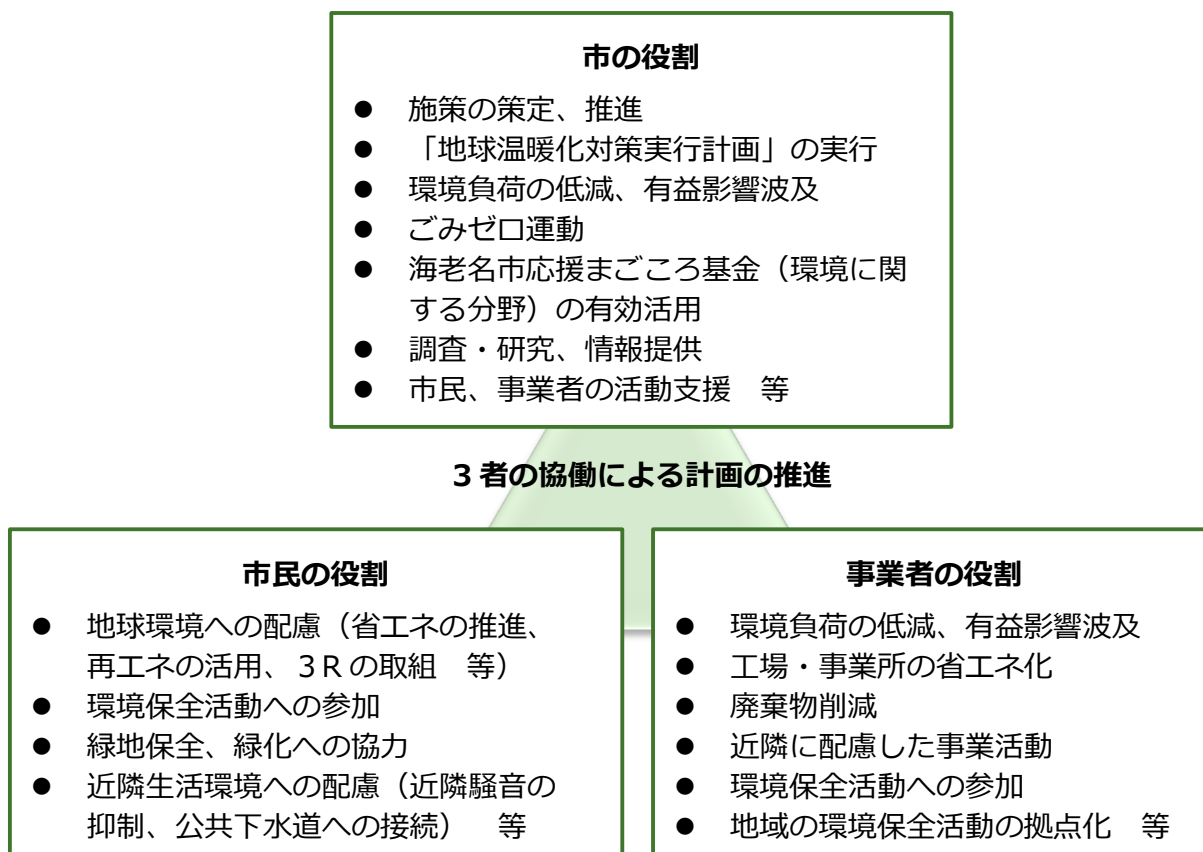
これらを踏まえ、海老名市はSDGs(持続可能な開発目標)の理念のもとに、市民や事業者、行政などあらゆる主体の協働による脱炭素に向けた取組みを加速するため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする「海老名市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和4年11月1日 海老名市長 内野 優



1.7. 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市、市民、事業者です。各主体の役割は、海老名市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。



海老名市環境基本条例【抜粋】

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

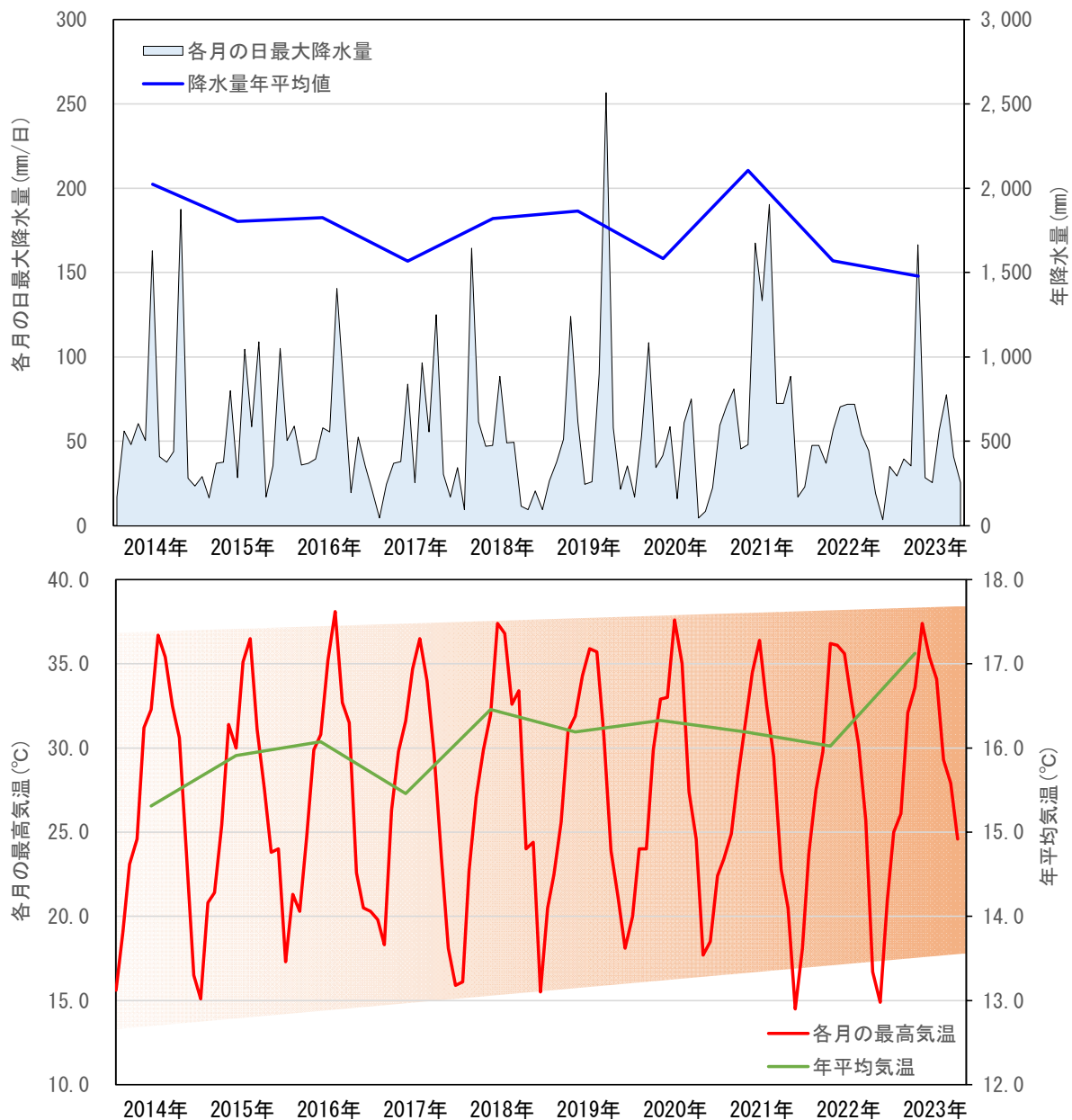
第2章 本市の環境の現状と課題

2.1. 自然的条件

1) 気象

本市の過去20年間の気象の変化は以下のようになります。

降水量については、年降水量、各月の日最大降水量とも明らかな増減傾向は見られませんが、気温については、各年の平均値、また、各月の最高気温のいずれも上昇傾向が認められました。特に、冬季の最高気温の上昇は顕著であり、近年は冬季の最高気温が15℃以上を示すことも珍しくありません。



資料：気象庁ホームページ（海老名観測所）

降水量及び気温の経年変化

真夏日・熱帯夜の観測日数 (日)

熱帯夜観測日数 真夏日観測日数 年平均気温

年平均気温 (°C)

年	熱帯夜観測日数 (日)	真夏日観測日数 (日)	年平均気温 (°C)
1990	16	47	15.8
1991	7	41	15.7
1992	7	41	15.6
1993	0	17	15.5
1994	17	67	15.6
1995	6	55	15.7
1996	4	37	15.8
1997	10	53	15.9
1998	11	46	16.0
1999	12	62	16.0
2000	9	57	16.1
2001	13	48	16.2
2002	14	54	16.3
2003	0	40	16.4
2004	10	65	16.5
2005	8	60	16.4
2006	6	48	16.5
2007	7	59	16.6
2008	13	47	16.7
2009	2	75	16.8
2010	24	66	16.9
2011	9	65	16.8
2012	8	65	16.7
2013	15	58	16.8
2014	6	45	16.9
2015	16	60	17.0
2016	5	51	17.1
2017	10	68	17.2
2018	27	58	17.3
2019	19	53	17.4
2020	8	53	17.5
2021	18	75	17.6
2022	23	85	17.7

気温の長期変化

本市は、相模川によって作られた相模原台地と相模平野にまたがって位置しています。相模原台地は、更新世の後期に、地盤の上昇や海水準の低下に伴って台地化した洪積台地です。15～20mの厚さに達する関東ローム層に覆われています。本市は海拔 30～60m にあり、この台地には、東柏ケ谷、柏ケ谷、上今泉、国分、望地、勝瀬、大谷、杉久保、本郷が位置しています。

目久尻川

鳩川

相模川

貴坂川放水路

相模川左岸幹線用水路

釜坂川

永池川

- ・ 東部は土地の高さが 60m ほどのゆるやかな丘陵
- ・ 西部は土地の高さが 10 ～ 30m ほどの低い水田地帯

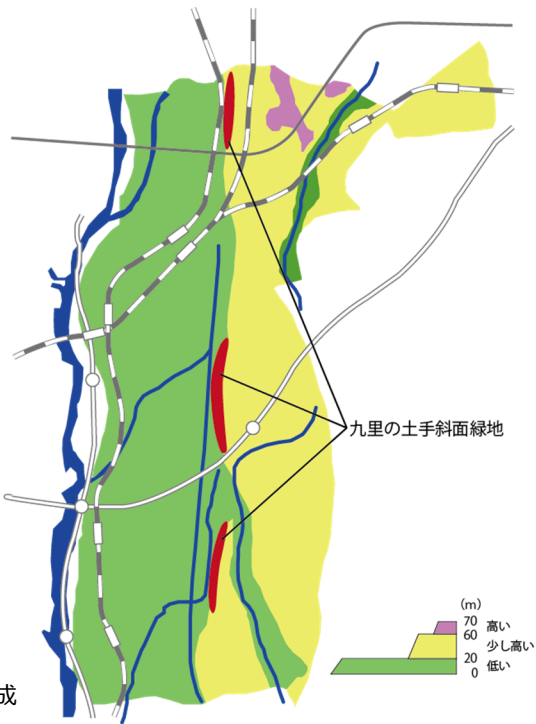
(m)
70 高い
60
30 少し高い
10 低い
0

資料：「海老名の自然～植物～」より作成

3) 自然環境

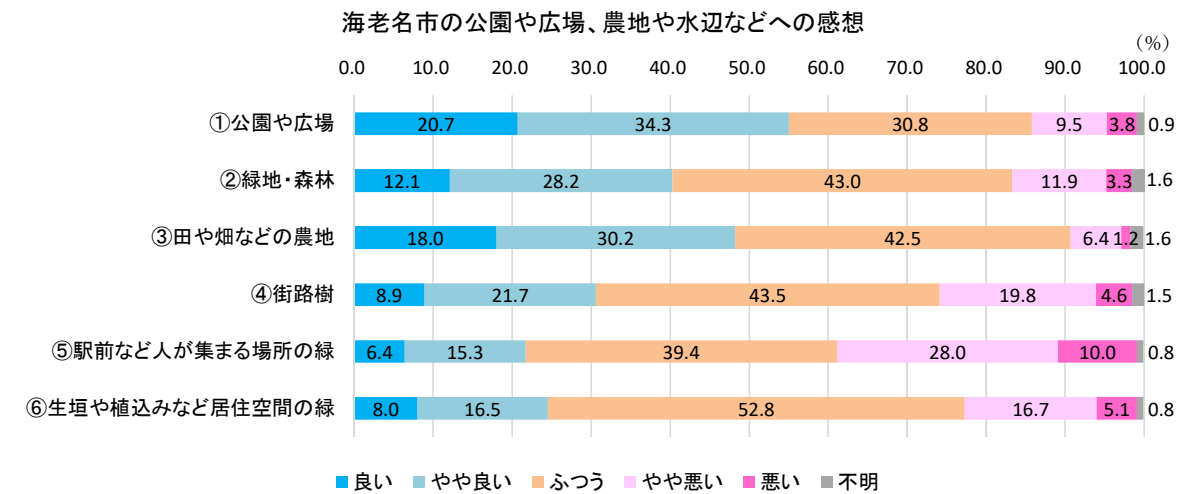
本市は、西端を南北に相模川が流れ、中央部を相模原市横山から寒川までのびる河岸段丘（通称「相模横山九里の土手」）によって丘陵地帯と水田地帯とに分かれています。この相模横山九里の土手は、過去には多くの雑木林でつながっていましたが、近年は宅地が著しく増え、現在は点在化しています。

※河岸段丘：川による長年の浸食と陸地の隆起によって造られた階段状の地形。



コラム 市内の緑に対する市民の意識（市民アンケート調査結果より）

本計画の策定に伴って実施した市民アンケート調査において、本市の公園や広場、農地をはじめとした緑について市民のみなさんがどのように捉えているか質問しました。その結果、公園や広場、緑地・森林、農地といった比較的規模の大きいまとまった緑の存在については良いと捉えている割合（良い、やや良いの合計）が比較的高く市民の満足度が高いことがわかります。一方で、駅前など人が集まる場所の緑については悪いと捉えている割合（やや悪い、悪いの合計）が高くなっており、駅前空間などへの緑の充実が望まれていると考えられます。



2.2. 社会的条件

1) 位置・交通

本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、東京から 40km、横浜から 20km 圏内にあります。市域面積は約 26.59 ㎢（平成 27(2015)年 4 月時点）で、東西 6.15km、南北 8.70km の南北に長い形状となっており、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しています。

交通については、鉄道が小田急小田原線（以下「小田急線」という。）、相模鉄道本線（以下「相鉄線」という。）、ＪＲ東日本相模線（以下「ＪＲ相模線」という。）の３路線が乗り入れており、また東名高速道路及び第２東名高速道路、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）が通過するとともに、これらの高速道路を結ぶ海老名ＪＣＴ、海老名南ＪＣＴが整備され、交通の要衝として重要な役割を担っています。



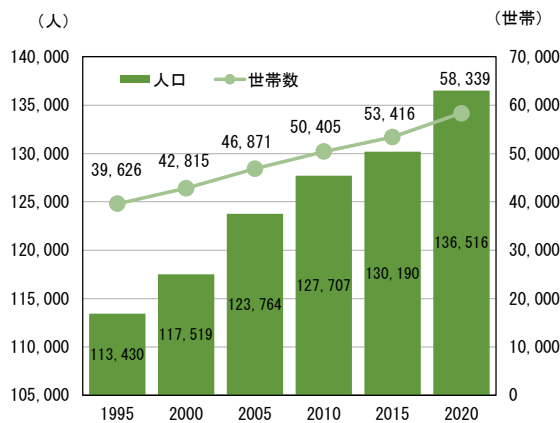
図 海老名市の位置

出典 海老名市都市マスタープラン

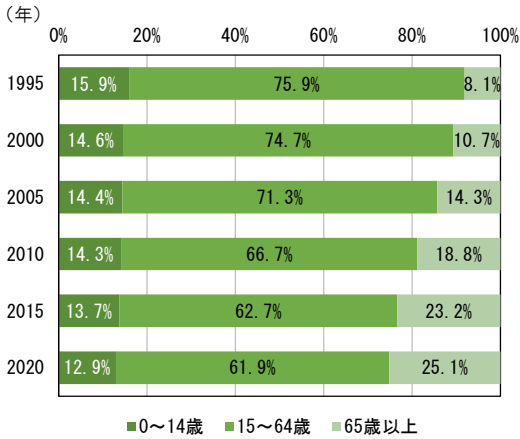
2) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、令和2(2020)年10月1日現在で136,516人、58,339世帯となっており、人口、世帯数ともに増加の傾向がみられます。

年齢別構成比をみると、平成12(2000)年は15歳未満の割合が14.6%、65歳以上の割合が10.7%でした。しかしながら、令和2(2020)年には15歳未満が12.9%、65歳以上が25.1%と15歳未満の割合が減少し、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化の進展が著しい状況です。



人口及び世帯数の推移

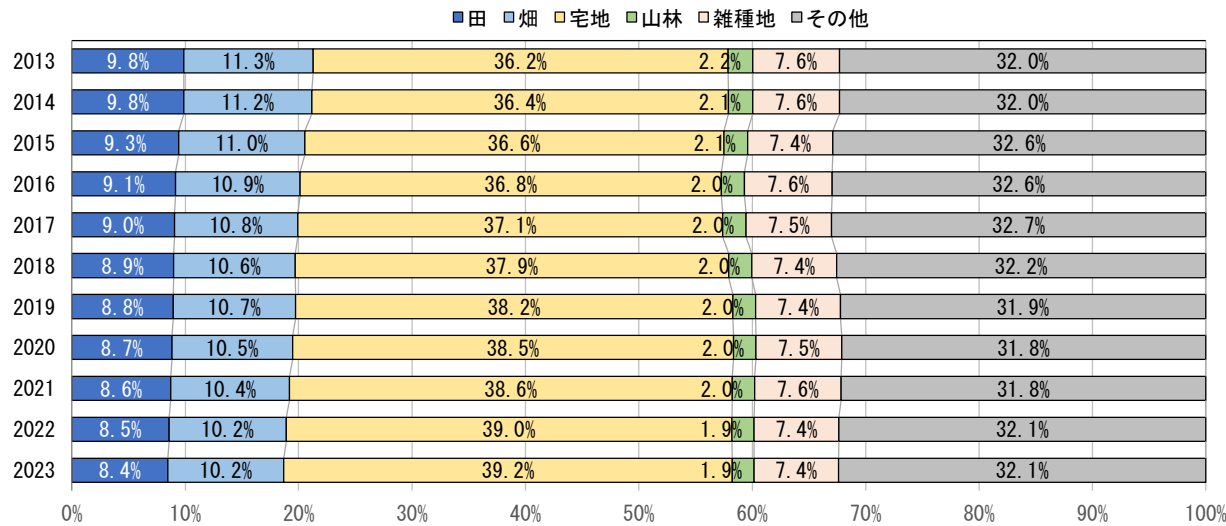


年齢別人口構成比の推移

資料：国勢調査

3) 土地利用

令和5(2023)年版統計えびなにおける土地利用現況を見ると、宅地利用が全体の39.2%を占めており、基本的には都市としての側面が強くなっています。一方、田畑も18.6%と高い割合を占めており、農業生産地としての一面も有しています。ただし、宅地の割合は経年的に増加を続ける一方で、田畑の割合は減少し続けており、徐々に都市化が進行している状況が伺えます。



地目別土地利用面積

資料：海老名市

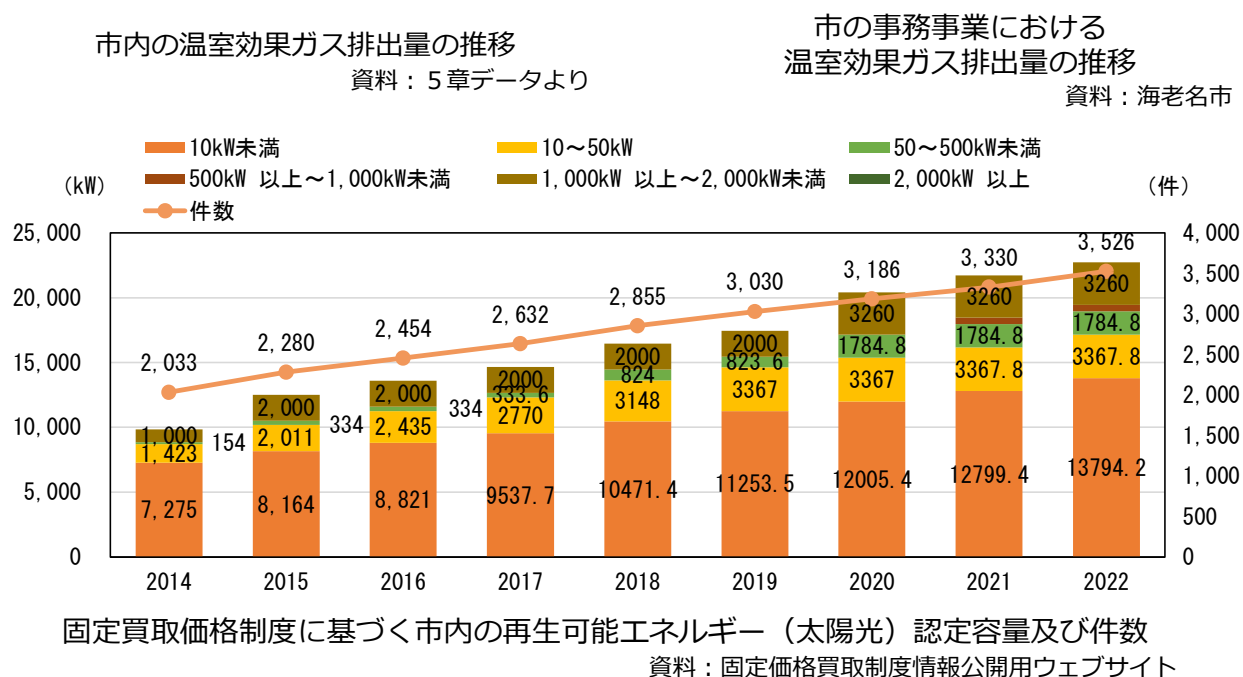
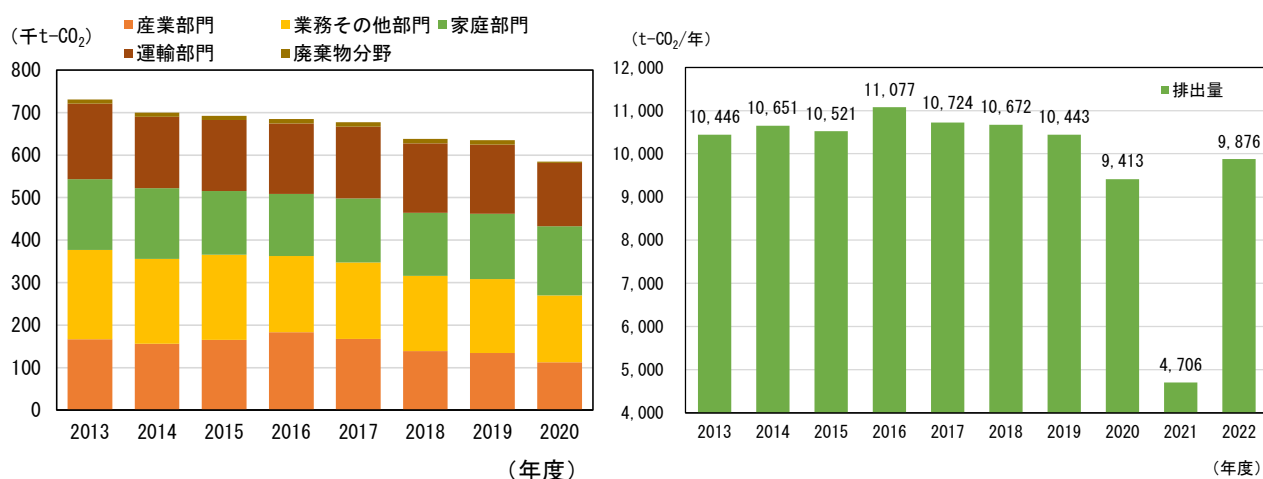
2.3. 環境面における現状

1) 地球温暖化

本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、海老名市地球温暖化対策実行計画を策定し、市域から排出される温室効果ガスの削減を推進しています。今回の本計画の改訂により、取組のさらなる推進を図ります。

また、本市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するため、海老名市環境マネジメントシステムによる進行管理のもと、省エネ活動やごみゼロ運動に取り組んでいます。

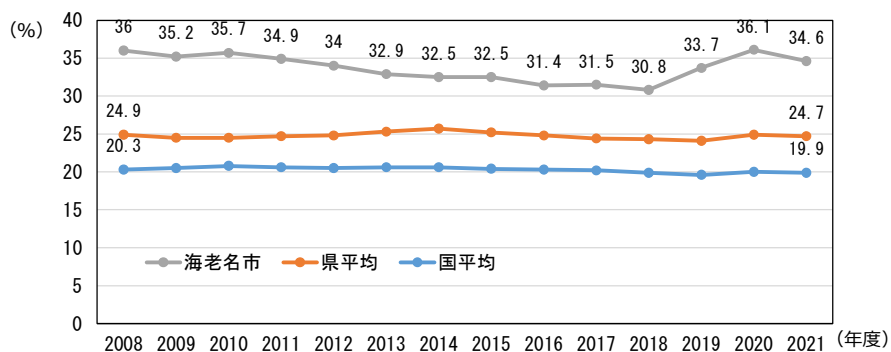
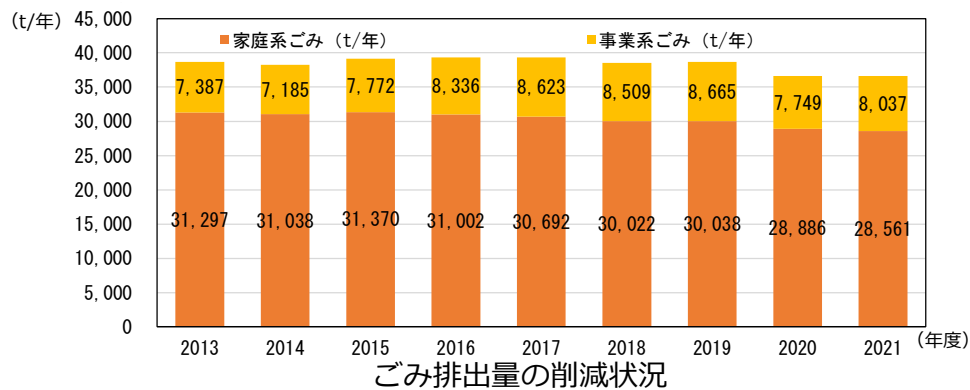
本市は、太陽光発電施設や定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等の温室効果ガス排出削減等につながる設備の普及を図るため、環境保全対策支援事業として市民や事業者が導入する際の支援を行っています。



2) 廃棄物処理・資源循環

本市のごみの排出量は概ね 36,000 t 前後で推移していますが、本市では、令和元(2019)年9月から家庭系ごみの一部有料化と戸別収集を開始しており、ごみの減量、資源化率の向上を図っています。その結果、令和2(2020)年以降は、家庭系ごみの排出量が減少しています。その一方で、事業系ごみの排出量は、新型コロナウイルス流行の影響を受けた2020(令和2)年度を除き、市内事業所の活性化に伴い概ね増加傾向にあります。

本市の資源化率は、国及び県より上回ってはいるものの減少傾向にありましたが、令和元(2019)年9月の家庭系ごみの一部有料化に伴い、増加傾向に転じました。また、本市では、可燃ごみの約40%を占める生ごみを削減するため、生ごみ処理機設置に対する購入補助を行っています。このような取組により、ごみの減量、資源化率の向上を図っています。



資料：一般廃棄物処理基本計画



戸別収集の様子



生ごみ処理機の展示の様子

3) 緑、生きもの

① 緑

本市の都市計画区域における緑被地の面積は1,040.0ha、緑被率は39.1%となっており、都市計画区域の緑被地を構成する緑は、農地が最も多く20.0%、次いで樹林地等が12.0%、草地が7.0%の順に多くなっています。

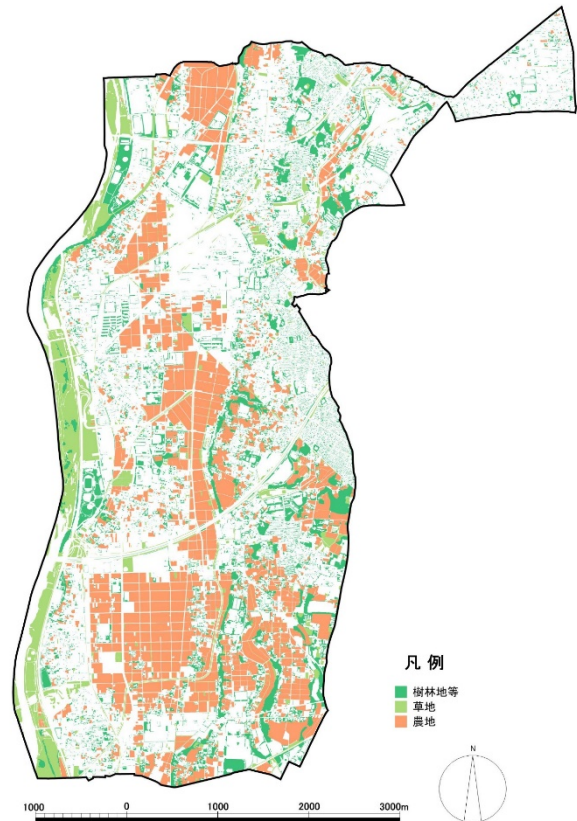
市街化区域は都市公園等を含む樹林地等の割合が最も高いのに対し、市街化調整区域は農地の割合が最も高くなっています。

本市は、緑地の大部分が水田・畑であり、自然林、スギ、ヒノキ等の人工林、クヌギ、コナラ等の二次林及び竹林等が斜面緑地として若干分布しています。

本市の自然植生^{※1}は、大部分が常緑広葉樹林で覆われていたと考えられ、火山灰土の厚い台地はシラカシ林、湿った沖積低地はタブノキ林とムクノキ・エノキ林、また川沿いではヤナギ林やオギ、ヨシの草原が広がっていたと考えられます。しかし、その多くが人間活動によって、代償植生^{※2}である現在の緑に置き換わったと考えられます。

※1 自然植生：人間の影響を全く受けないで発達した植生

※2 代償植生：様々な人為的影響を受けてできた植生



緑被分布現況図

資料：海老名市オルソ写真(2015.9.30 撮影)
を基に作成



市内の水田（中央）の様子

② 生きもの

県は5年に一度の頻度で、相模川・酒匂川の両水系のモニタリング調査を実施しており、市内では、鳩川（馬舟橋）と永池川（平泉橋）の2地点で調査を実施しています。この調査によって、河川環境を指標する水生生物や河川と関わりのある陸域生物、水質

の把握がされています。市内のその他の地点についても、動物や植物についての現状把握を進める必要があります。

外来生物については、本市ホームページをとおして情報発信を行っています。県内では平成 29(2017)年にヒアリが確認されており、既存の生態系への悪影響や人体に関わる被害が懸念されています。また、本市において、アライグマやハクビシンによる農作物や生活被害への対策を行っています。



鳩川（馬船橋）の様子



捕獲されたアライグマ

出典 海老名市

コラム 外来種対策について

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、意図的または非意図的に人間活動によって他の地域から導入された生物のことを指します。日本の野外に生息する外来種の数 は 2,000 種を超えるといわれており、外来種の中には農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせない生物もたくさんいます。一方で、地域の自然環境などに大きな影響を与えるものもいて、これらを侵略的外来種といいます。

■ 侵略的外来種が引き起こす 3 つの悪影響

- 日本固有の生態系への影響
 - ・ 在来種（もともとその地域にいる生物）を食べる
 - ・ 近縁の在来種と交雑して雑種をつくる
 - ・ 在来種のすみかを奪ったり、えさを奪い合ったりする
- 人の生命・身体への影響
 - ・ 毒をもっている
 - ・ 人をかんだり刺したりする
- 農林水産業への影響
 - ・ 農林水産物を食べる
 - ・ 畑を踏み荒らす

■ 外来種被害予防 3 原則

～侵略的外来種による被害を
予防するために～

① 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」

② 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し「捨てない」

③ 拡げない

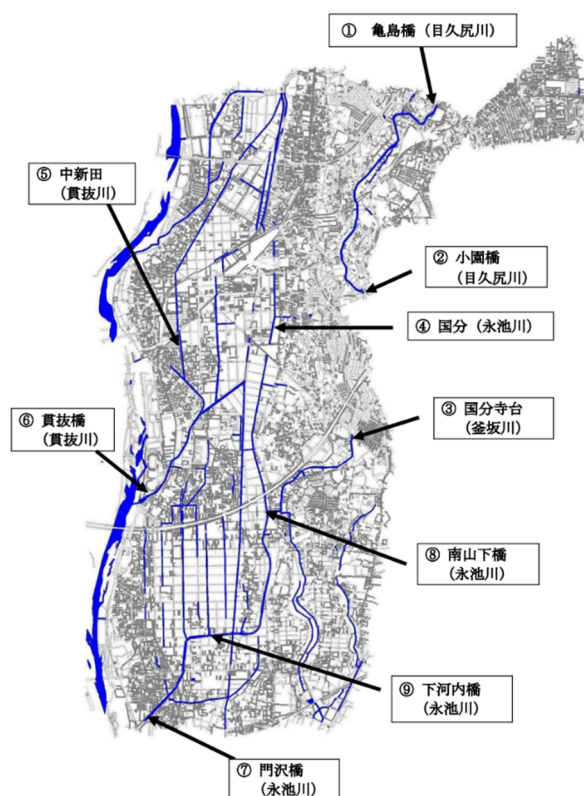
既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」

4) 生活環境

①河川水質

本市においては、相模川の支流である5河川9地点で水質調査を行っており、相模川の水質に関する環境基準値を参考値としています。平成24(2012)年度は4地点で環境基準を達成できていませんでしたが、その後は概ね良好な水質が保たれています。

なお、令和5(2023)年度以降、有機フッ素化合物(PFOS・PF0A)による健康被害の懸念が示されており、近隣市で環境基準暫定値を超える数値が検出されていることから、本市独自で調査を行っていますが、河川・井戸水ともに暫定目標値を超える数値は検出されていません。



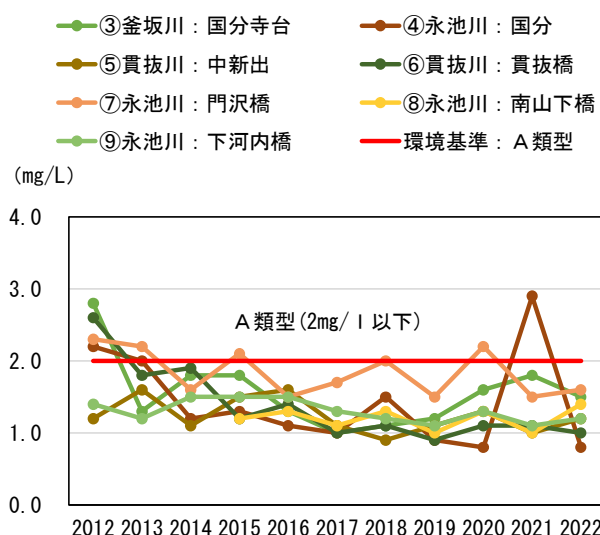
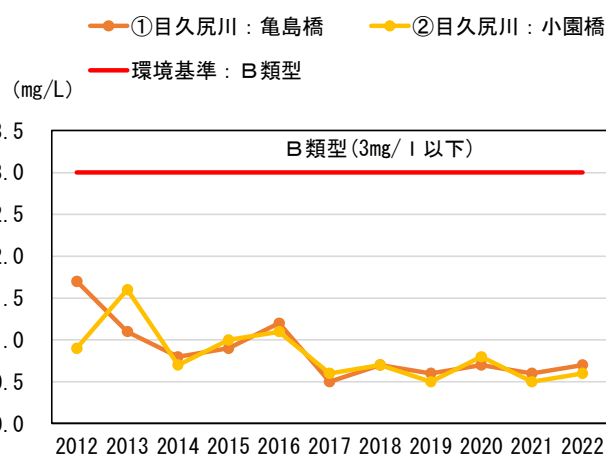
河川採水地点位置図

資料：海老名市

採水日	調査地点	所在地	合算値 (ng/L)
令和5年 10月20日	亀島自然公園 (地下水)	海老名市 上今泉	25.0
令和5年 11月6日	鳩川 馬船橋下流 (河川)	海老名市 上郷	42.0
令和6年 11月13日	鳩川 馬船橋下流 (河川)	海老名市 上郷	8.9

市内における河川・地下水(井戸水)の
PFAS 測定結果

資料：海老名市



河川水質調査結果の推移 (BOD)

資料：海老名市

②大気

本市の市役所敷地内には、県による一般環境大気測定局が設置されており、継続的に定点観測調査（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）が行われており、光化学オキシダントを除いては、環境基準を満たしています。

また、電気自動車や燃料電池自動車の購入に対する補助制度をとおして、市民や事業者への低公害車の普及を図っています。



市役所にある測定局の様子

③騒音・振動・悪臭

本市では、自動車走行騒音による周辺環境への影響を抑制するため、5年をサイクルに東名高速道路、国道、県道の騒音を測定し、影響の把握や騒音対策等を行うとともに、公共工事や事業活動に伴って発生する騒音・振動の抑制、指導等を行っています。

また、本市では長年、厚木基地の航空機騒音問題を抱えています。航空機騒音は、他の音源と比較して、音響が著しく大きく、音源が空中にあって移動するため、広範囲にその影響を及ぼします。また、厚木基地に飛来する航空機は、軍用機であるため、その飛行時間帯等が一定していません。

この航空機騒音の実態を把握し、被害状況を数値で記録することにより、要請活動に生かしています。騒音の記録は、関係機関に提供しているほか、本市ホームページでも公開しています。騒音測定は、自動記録騒音計による常時測定調査を実施しています。本市で設置している騒音計は、東柏ケ谷小学校と大谷小学校の2地点ですが、その他に県で柏ケ谷小学校に、国で国分コミュニティセンターに設置しています。

悪臭についての市民相談件数は、平成22(2010)年度は16件に対し、令和4(2022)年度は3件と減少傾向にあり、比較的良好な環境が維持できていると考えられます。



自動車騒音の測定の様子

④化学物質

県では、地下水質の汚濁の防止のため、水質測定調査を毎年行っています。令和4(2022)年度に市内で実施された調査のうち、地下水質の概況を把握するための概況調査では、環境基準の超過が見られた地点はありませんでした。前年度に汚染が確認された地点を監視するための継続監視調査では、市内の1地点において、環境基準の超過（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）が見られており、継続して監視をしています。

ダイオキシン類について、本市は毎年、大気・土壌の調査を実施しており、これまでの調査では環境基準を達成しています。

空間放射線量について、本市は空間放射線量率の測定を定期的に行っており、その結果について本市ホームページで公表していますが、測定開始以来、本市では基準値未満で安定していることから、令和5(2023)年4月の測定をもって測定を終了しました。現在は、国が下今泉に設置している放射線モニタリングポストにより、放射線量のモニタリングが継続されています。モニタリング結果は、本市ホームページのリンク先から参照することができます。



空間放射線量測定装置

コラム

市内の環境測定結果についての情報発信

本市では、市民のみなさまが安心して生活できるように航空機騒音や水質測定結果など、市内における環境測定結果を本市のホームページやえびな環境白書で情報発信しています。また、神奈川県ホームページでは、海老名市役所に設置されている一般環境大気測定局の測定結果も含め、県内の測定局の測定結果をリアルタイムで閲覧することができます。



海老名市ホームページによる情報発信
(航空機騒音等について)

神奈川県の大気環境状況

2019年12/12 15:00

測定局	測定項目	測定値	単位	基準値	備考
海老名市役所	PM10	0.001	mg/m³	0.15	
	PM2.5	0.001	mg/m³	0.075	
	NO2	0.001	ppm	0.08	
	CO	0.001	ppm	0.08	
海老名市役所	PM10	0.001	mg/m³	0.15	
	PM2.5	0.001	mg/m³	0.075	
	NO2	0.001	ppm	0.08	
	CO	0.001	ppm	0.08	
海老名市役所	PM10	0.001	mg/m³	0.15	
	PM2.5	0.001	mg/m³	0.075	
	NO2	0.001	ppm	0.08	
	CO	0.001	ppm	0.08	

神奈川県ホームページによる情報発信
(大気環境について)

5) 地域資源

① 都市環境

【まちづくり】

本市の特性としては、利便性の高い市街地環境及び自然緑地や田園景観をはじめとした自然環境があげられます。このため、この特性を維持しつつ良好な都市環境の形成に努めるため、「海老名市都市マスタープラン」に基づき、持続的な発展の基礎となる土地利用の誘導や都市基盤施設の整備を進めるとともに、安心・安全、利便性、安らぎを感じ、将来に渡り住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。



海老名駅東口駅前の開発の様子

【道路環境】

近年、本市は、海老名駅西口地区周辺の開発等や市役所周辺地区の市街化区域編入（令和6年3月）など道路環境が大きく変化しています。

このため、慢性的な渋滞緩和や利便性の向上を図るため、市道2671号線（上郷河原口線）の整備をはじめ幹線道路などの道路を整備するとともに、国道や県道の環境整備を国や県に要望しています。

また、市民生活における安全性向上のための歩道整備、生活道路の拡幅や改良、バリアフリー化等を行いました。



市道2671号線（上郷河原口線）

②農業

本市は、南北に細長い市域の西側に水田地帯、東側に畑地が広がり、その大部分が平坦な地形の良好な農地となっており、昭和の高度経済成長期までは農業が主産業の田園都市でありました。良好な農地は、現在も営農が続けられていますが、首都圏域であるがゆえに年々農地は減少するとともに、後継者不足によって農業者の高年齢化が進んでいる一方、横浜市、川崎市という大消費地を近隣に抱え、東京都にも至近の距離にあるという位置的優位性を持っています。

本市の農業の推進に向けて遊休農地・荒廃農地の解消を図るため、農地の貸し借りを推進するとともに、市民の市内農業への関心を高め、地産地消を推進するため、給食への市内食材の使用や、掘り取り・もぎ取り体験等を行っています。また、遊休農地等を活用した市民農園の管理・運営の実施にも取り組んでいます。



市街地周辺の農地（上郷）の様子



本市の特産物であるいちご

③景観

本市は、その独特の地形的構造から、本市特有の地域景観を構成しています。特に市域の東側に位置する段丘斜面付近には多くの坂道があり、古墳や遺跡等の歴史的資源や寺社等が随所に存在しており、瓢箪塚古墳は市街地や丹沢大山・富士山を望む眺望点となっています。また、一体的な街並みや、屋外広告物の制限の必要性が高まったことから、平成 21(2009)年に景観法に基づく「海老名市景観推進計画」の策定及び「海老名市景観条例」の制定を行い、市民、事業者の協力のもと、本市の景観の計画的な保全を図っています。

また、本市では、神奈川県屋外広告物条例により屋外広告物の審査・規制や道路パトロール等を通じた市民との協働による屋外広告物の除却にも取り組んでおり、良好な景観形成に努めています。



瓢箪塚古墳からの眺望



農地と段丘斜面の緑地



広告除去の取組

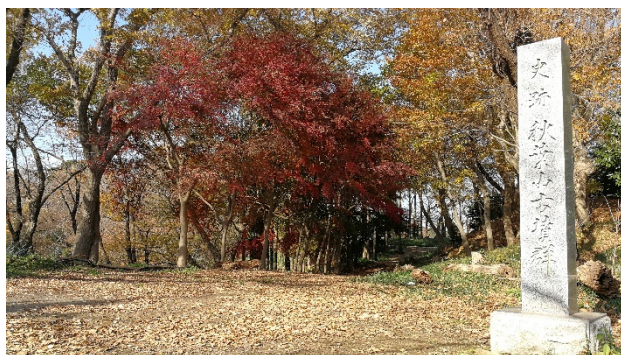
④歴史遺産

本市には相模国分寺跡や相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群の国指定史跡をはじめ、国指定重要文化財龍峰寺木造千手観音立像、国分寺銅鐘、県指定天然記念物海老名の大櫓や有馬のはるにれ等多くの文化財があります。

本市では、これらの文化財の保存に努めるとともに、活用にも力を入れており、海老名市温故館での展示、情報発信、案内板の整備、文化財体験講座や講演会等の開催を通じて、文化財保護意識や市民生活における文化の向上と充実を図るための取組を実施しています。



史跡 相模国分寺跡



史跡 秋葉山古墳群



海老名市温故館
(海老名市立郷土資料館)

6) 環境教育・学習

本市では、市民の環境保全意識の高揚を目的として、広報えびなや本市ホームページ等を活用し、環境に関する情報の発信を行っています。

6月の環境月間には、環境展と題して、環境に関する講演会や市民団体・事業所による環境に配慮した活動を情報発信する環境展を開催しています。

また、自治会をとおして、ごみに関する出前講座に講師(職員)の派遣を行うとともに、学校応援団による夏休み中の「子どもの居場所づくり」を目的とした「えびなっ子スクール」にて環境について学ぶ機会の提供を行っています。



環境展の様子
(海老名市役所エントランスホール)

2.4. 現状における課題

1) 本市の環境における課題

社会的情勢や本市における環境の現状、現行計画における施策の実施状況、施策の進捗状況等を踏まえ、本市の環境面における課題を以下のとおり整理します。

なお、各課題の右側に示しているマークは、課題の根拠を示しています。地球温暖化に係る現状については、第5章～第6章の地球温暖化対策実行計画も参照してください。

凡例	社会的情勢	社会情勢等からの課題	環境面の現状	環境面の現状からの課題	2次計画の検証	第2次計画からの課題	市民等の意識	改訂前計画記載のアンケート調査結果からの課題
分野	課題の概要							根拠
地球温暖化	・ 市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減目標の達成に向けたさらなる取組が必要です。							環境面の現状
	・ 市域から排出される温室効果ガスは減少傾向にあるものの、現状の減少スピードでは目標の達成が困難です。目標の達成に向けて、排出量の削減に向けたさらなる取組が必要です。							環境面の現状
	・ 地域防災計画に基づいて、必要に応じて防災体制を見直す必要があります。							環境面の現状
	・ 異常気象をはじめとした気候変動によるあらゆる影響を回避・軽減するため、適応の対策を進める必要があります。							社会的情勢
	・ アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「地球温暖化」を挙げる人の割合が2番目に高く、関心が高いことがわかります。							市民等の意識
廃棄物・資源循環	・ 一般廃棄物処理基本計画の目標に向けて、引き続きごみ減量化への取組が必要です。							環境面の現状
	・ 国や県の値は上回っていますが、市のリサイクル率が低下傾向にあるため、改善に向けた取組が必要です。							環境面の現状
	・ アンケート結果では、普段から意識している環境問題として「廃棄物の増大・ごみのポイ捨て」を挙げる人の割合が比較的高く、また、市の環境を良くするために必要な取組として「ごみの減量化の促進」が2番目に多く、関心が高いことがわかります。							市民等の意識
緑・生きもの	・ 引き続き、緑地の保全への取組とともに、市民への緑の機能の重要性等の意識啓発が必要です。							環境面の現状
	・ 市内外における外来生物による生態系への被害や鳥獣害が発生していることから、駆除等の対策が必要です。							環境面の現状
	・ 県による一部地域の生物モニタリングに留まらず、市全域の生態系の現状把握や保全への計画的な取組が必要です。							2次計画の検証

凡例	社会の情勢	社会情勢等からの課題	環境面の現状	環境面の現状からの課題	2次計画の検証	第2次計画からの課題	市民等の意識	改訂前計画記載のアンケート調査結果からの課題
緑・生きもの								市民等の意識
								市民等の意識
河川水質・水循環								環境面の現状
								環境面の現状
大気								環境面の現状
								2次計画の検証
騒音・振動・悪臭								環境面の現状
								環境面の現状
								2次計画の検証
								市民等の意識
化学物質								環境面の現状
都市環境								環境面の現状
								2次計画の検証
								2次計画の検証

凡例	社会の情勢	社会情勢等からの課題	環境面の現状	環境面の現状からの課題	2次計画の検証	第2次計画からの課題	市民等の意識	改訂前計画記載のアンケート調査結果からの課題
道路環境				市内の交通の利便性向上や渋滞改善のため、継続して良好な道路環境の整備に取り組む必要があります。				環境面の現状
				道路の植栽等の維持管理費が増大していることから、市民との協働による植栽管理に取り組む必要があります。				2次計画の検証
				幹線道路や生活道路等の整備について、どちらともいえない、やや不満、不満を感じている人の割合が約56%と高く、また自由意見でも渋滞についての不満を挙げた人が多くなっていました。				市民等の意識
農業				農地を守るため、継続して農業を振興するとともに、耕作放棄地対策や地産地消に取り組む必要があります。				環境面の現状
景観				市特有の景観を維持するため、法令等に基づいて、計画的に保全・維持をする必要があります。				環境面の現状
歴史遺産				史跡や文化財等の維持管理をととして、継続的な保全と活用に取り組む必要があります。				環境面の現状
環境教育・学習				地域の環境保全団体と協働する体制を整え、多様な主体による環境保全活動の推進に取り組む必要があります。				環境面の現状
その他				世界的な潮流であるSDGsの取組を市民・事業者へ普及していく必要があります。				社会の情勢

2) 課題等を踏まえた本計画改訂の方針

ここでは、第1章で示した「計画策定の基本的な考え方」(p.11)や近年の社会的潮流及び前項に示した現状における課題(p.33～35)を踏まえ、本計画を改訂する上での方針を明示します。

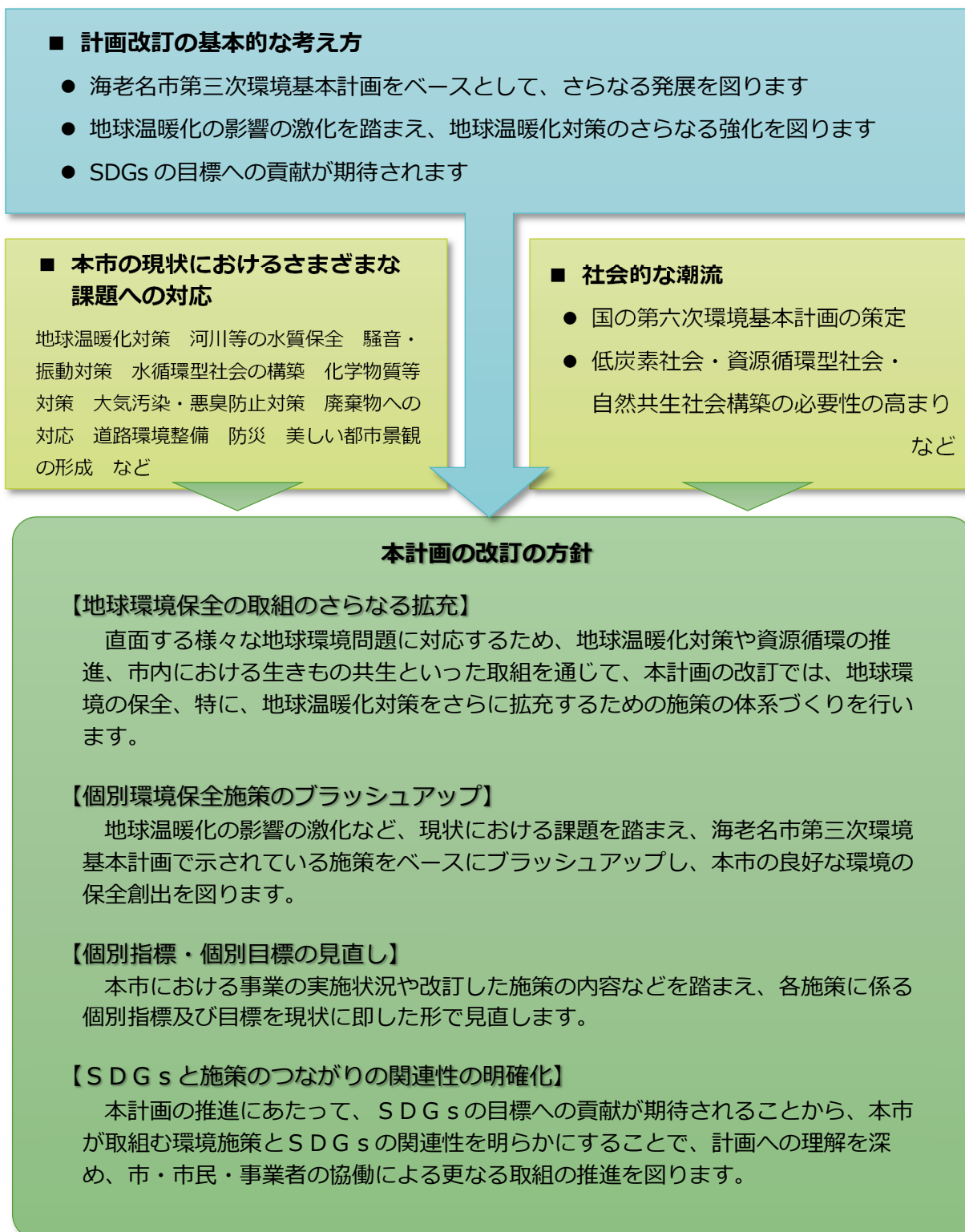


図 本計画の改訂方針のイメージ